

工事における総合評価落札方式の活用

品確法において、基本理念として、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約**による公共工事の品質確保について規定。

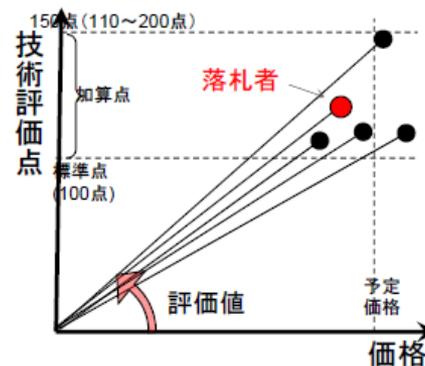
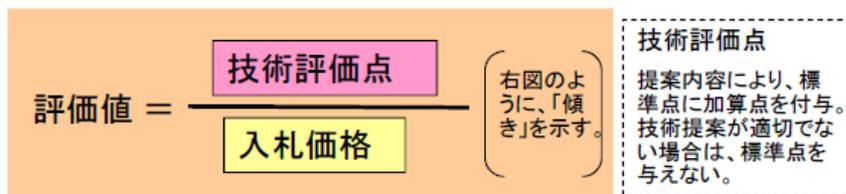
第3条第2項

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることにより、確保されなければならない。

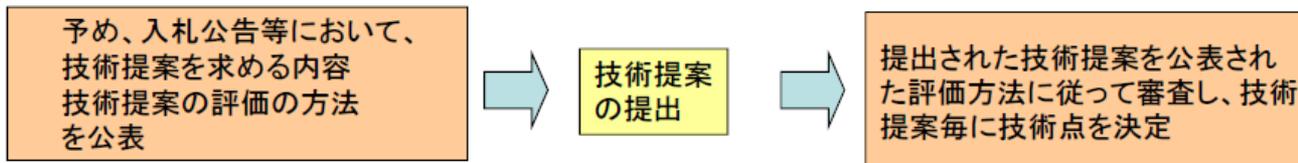
「総合評価落札方式」は、施工品質、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式です。

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【想定される総合評価の評価項目】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
地域精通度・貢献度に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

建築審議会答申(平成3年3月)において、

「官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方法によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要である」

ことを踏まえ、建築設計者の選定の在り方について基本的な考え方が示されました。

国交省官庁営繕においては、これを受け、平成6年度から建築設計者の選定に「プロポーザル方式」を導入しています。

品確法においても、設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであり、技術者の能力、技術提案の評価等による品質の確保について求められています。

品確法第3条第11項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。以下同じ。)及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

基本方針

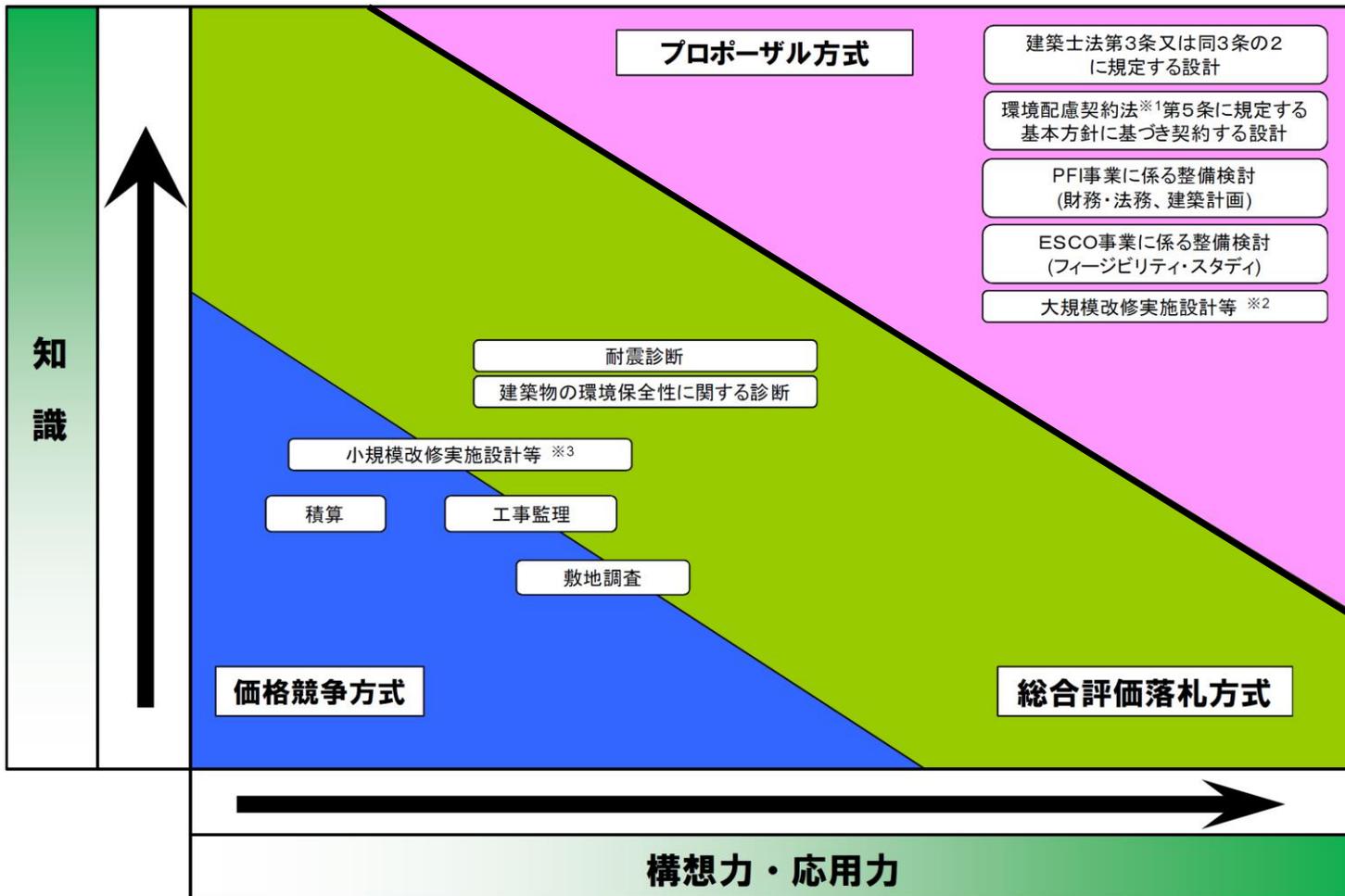
公共工事に関する調査及び設計の契約においても、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)においても、設計業務等の入札契約方式としてプロポーザル方式、総合評価落札方式等があげられています。

設計業務等の発注方式の選定の考え方

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」において、調査・設計業務の発注手続きについて定めています。

標準的な業務内容に応じた発注方式事例



プロポーザル方式

- ・評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、**技術的に最適な者**を特定。
- ・当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、**提出された技術提案書に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる**場合に選定。

総合評価落札方式

- ・評価テーマに関する技術提案(標準型のみ)と当該業務の実施方針を求め、**価格と総合評価**。
- ・事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等により、**調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることができる**場合に選定。

※1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

※2 耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 設計競技方式については上図によらないものとする